

令和5年度における林業の安全対策の推進に係る留意事項

1 第14次労働災害防止計画に基づく対策の推進

第14次労働災害防止計画（以下「14次防」という。）（別添1）において、林業は、伐木作業等における「激突され」等、業種に特有の死亡災害が多く発生している（令和4年の死亡災害発生件数は、令和5年3月速報値で29人（別添2））こと等から、業種別に労働災害防止対策を推進する4つの業種の一つとされ、引き続き労働災害の一層の減少を図り、特に死亡災害の大幅な削減に向けて取り組むこととされている。関係行政機関、事業者等は、このような状況にあることを重く受け止め、事業者がその責務を果たすとともに、発注者等関係機関においても、関係法令、ガイドライン等の周知、遵守の徹底等を通じて、労働者の安全衛生の確保に必要な役割を果たしつつ、労働災害防止に向けて真摯に取り組むことが重要である。

特に、14次防において「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日基発第1207第3号）（以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する事業場の割合を50%以上とし、死亡者数を15%以上減少させるとの目標を掲げているところであり、令和5年度は、14次防の初年度として、

- ① 平成31年に改正された労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）に基づく措置（別添3）
- ② 伐木等作業の安全ガイドライン（別添4）に基づく措置
- ③ 「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（平成6年7月18日付け基発第461号の3。以下「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」という。）（別添5）に基づく措置

について、これまで以上に積極的に周知し、必要な措置が着実に講じられるよう関係者が総力を上げて取り組む必要があることを十分に念頭に置き安全衛生対策を推進すること。

2 伐木等作業における安全対策の推進

伐木作業等の安全対策について、小規模事業場における労働災害が多い状況にも留意し、安衛則に基づき、立木の伐倒時の措置及びかかり木処理の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用、木材伐出機械等の安全対策の徹底等を図ること。

また、伐木等作業の安全ガイドライン及び林業の緊急連絡体制整備ガイドラインを関係事業者に対して一層積極的に周知するとともに、安全衛生教育等の機会を活用し、作業員に対して作業時の遵守事項、留意点等必要な事項を改めて教示すること等により、作業現場におけるガイドラインの普及、定着及びその徹底を図ること。

さらに、車両系木材伐出機械の運転等に当たっては、安全衛生関係法令（別添6）の遵守等により、伐木等作業の安全を推進すること。

3 安全衛生教育の推進

労働者に対する安全衛生教育等を的確に実施するとともに、令和3年3月17日付け基発0317第2号「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全衛生規則第36条第8号の業務）従事者安全衛生教育について」（別添7）に留意の上、概ね5年ごとに労働者が労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第60条の2に基づく能力向上教育を受講できるよう、あらゆる機会を通じて周知するとともに、発注者等においても必要な配慮を行う等により、安全衛生教育の機会を確保すること。

また、チェーンソー作業については、振動障害防止対策の実施も重要であることから、安全衛生教育の実施に当たっては、「チェーンソー取扱い作業指針について」（平成21年7月10日付け基発0710第1号）（別添8）等に基づく、「日振動ばく露量A（8）」をもとにした作業時間の管理等に関する内容も含んだものとなるよう留意すること。

4 チェーンソーによる伐木等作業に係る安全対策講習会への参加勧奨について

厚生労働省委託事業により、チェーンソーによる伐木等作業に係る安全対策講習会を開催する予定であるので、労働安全衛生法令及び伐木等作業の安全ガイドライン等の周知とこれに基づく措置の徹底を図るため、林業事業者に対して本講習会を周知する等により、事業場の安全担当者等の参加促進を図ること。

5 関係行政機関の連携の強化

林業の安全衛生対策を推進する上で、厚生労働省、林野庁、都道府県林務部局等の関係行政機関が連携をすることは極めて重要であることから、関係行政機関が連携・協力し、関係機関連絡会議の開催、合同パトロールの実施等の取組を進めるとともに、労働災害情報の共有を進める等により、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置が確実に講じられる環境づくりを進めること。

6 林業・木材製造業労働災害防止協会等との連携の強化

林業・木材製造業労働災害防止協会は、厚生労働省補助事業等により地域の実態等に即した取組を進めるとともに、関係団体等と効果的な連携を図り、林業の安全対策を推進することとしている。具体的には、本年度も伐木作業における安全水準の向上等を図るため、安全管理士、林業普及指導員等が連携し、現場パトロール、講習会等を行うこととしているので、当該取組への参加等を通じて林業・木材製造業労働災害防止協会の都道府県支部等との連携を強化すること。

7 発注者における取組

労働災害の防止のためには、事業者による取組のみならず、発注者においても、事業の期間（契約期間）、作業方法、発注金額等が安全で衛生的な作業の遂行を損なわないよう十分配慮することが重要であることから、発注者は、事業を受託する者が安全と健康を確保するための措置を確実に講じられるよう安全衛生対策経費の確保をはじめ必要な取組を進めること。